

令和7年1月24日時点 西之表市健康保険課

西之表市国民健康保険・後期高齢者医療保険における要配慮者の基準について

1. 要配慮者の対象者

マイナ保険証を保有していても本人の申請により資格確認書を交付する必要があると認める者(要配慮者)と確認書類を次のとおりとする。

表1 要配慮者の対象者

	対象者	確認書類
1	要介護認定を受けている者	介護保険被保険者証
2	障害手帳の交付を受けている者	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳
3	DV 被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない認定をされている者および設定されることが予定されている者	なし
4	その他、マイナ保険証での受診が困難と認められるもの	なし

※確認書類に加えて、窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)が必要。

代理人が世帯主と別の世帯の人の場合は、委任状が必要

※要配慮者として認めない者の例

上記の対象者に該当しない者であることを前提に、要配慮者として認めない者の例は次のとおり。

●介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がない高齢者、障がい者手帳の交付を受けていない者

⇒政府広報(リーフレット等)に「要配慮者(高齢者、障害者等)」とあることから問い合わせが想定される。

●要支援認定を受けている者

⇒要介護認定を受けている者を対象者1としたことから原則として認めないが、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要があると認められる場合は対象者4をして認める。

●念のため資格確認書を持っておきたいと希望する者

⇒Q&Aに不可と明記あり。

●マイナンバーカードを読み取る端末がない医療機関を受診する者

⇒マイナンバーカードと資格情報のお知らせを提示させる。